

諮問日：令和3年6月30日（令和3年度（情）諮問第3号）

答申日：令和3年10月25日（令和3年度（情）答申第21号）

件名：奈良地方裁判所における口頭での意思決定が「押印，署名又はこれらに類する行為」に該当するのかが分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」において、決裁とは、司法行政上の意思決定の権限を有する者が押印，署名又はこれらに類する行為を行うことにより，その内容を決定し，又は確認する行為をいうと定めている。口頭での意思決定は，「押印，署名又はこれらに類する行為」に該当するの可否か。このことが分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，奈良地方裁判所長が，本件開示申出文書は作成し，又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，奈良地方裁判所長が令和3年4月23日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

奈良地方裁判所は，特定年月日付け最高裁判所事務総長宛「資料の取寄せについて（特定月日付け照会に対する回答）」において，奈良地方裁判所総務課長他の法令違反行為に関する裁判所法82条に基づく不服申出に対して，監督権の発動をしないことについて決裁票を作成することなく口頭での決裁を行っ

たと主張している。

よって、口頭での決裁の妥当性を検証するため、事務総長通達の「押印、署名又はこれらに類する行為」に該当するの否か、が分かる文書の開示を求めたが、4月23日付けで文書を作成又は取得していないとの通知があった。

奈良地方裁判所長が口頭で決裁を行ったと主張しているにもかかわらず、口頭での決裁の妥当性を裏付ける文書がないということは、ありえないというべきである。文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）記第3の1において、職員は、文書管理者の指示に従い、裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、司法行政文書を作成しなければならないと定められている。具体的な処理に係る事案について、具体的にいかなる方法によって意思決定を行うかどうかは、意思決定の権限を有する者（以下「決裁権者」という。）が、個別に判断すれば足りるものであり、その意思決定に当たって司法行政文書を作成するかどうかは、管理通達により、文書管理者が職員に対し指示することとなると解される。したがって、意思決定の具体的な方法を定めた文書は存在しない。

なお、苦情申出人は、管理通達別表の備考の1の(3)において、「決裁文書」の定義として「司法行政上の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を決定し、又は確認した司法行政文書をいう。」との定めがあることをもって、口頭での意思決定は決裁に該当しないと主張をするものようであるが、当該定めは「決裁文書」の定義を定めたものであって、意思決定の方法を定めたものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年6月30日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月24日 審議
- ④ 同年10月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 裁判所における司法行政文書の管理について定めた管理通達の記第3の1によれば、職員は、文書管理者の指示に従い、裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、司法行政文書を作成しなければならない。また、裁判所における司法行政事務には様々な種類のものがあることは容易に推測され、具体的な処理に係る事案について、具体的にいかなる方法によって意思決定を行うかどうかは、その性質上、決裁権者によって個別に判断されるものと解されることからすると、決裁権者が、その意思決定に当たって文書作成の要否等についても個別の事案ごとに判断し、上記管理通達の定めに従い、文書管理者が職員に対し司法行政文書の作成を指示することをもって、司法行政文書が作成されるものといえる。

したがって、決裁権者の意思決定の具体的な方法を定めた文書は存在しないとす最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

- 2 苦情申出人は、本件開示申出文書において、管理通達において、決裁とは、司法行政上の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を決定し、又は確認する行為をいうと定めていると主張する。しかしながら、管理通達においては、決裁の定義の定めはなく、司法行政文書の保存期間基準表において用いられる「決裁文書」として、「司法行政上の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を決定し、又は確認した司法行政文書をいう。」と

の定めに従い、前記1のとおり、裁判所において、決裁権者が意思決定の方法を個別具体的に判断し、文書管理者の指示により職員が司法行政文書を作成した場合について妥当するものであって、苦情申出人の本件開示申出文書における上記主張を採用することはできない。

また、苦情申出人は、裁判所法82条に基づく不服申出に対して、監督権の発動をしないことについて決裁票を作成することなく口頭での決裁を行うことの妥当性を裏付ける文書がないということにはあり得ない旨主張する。しかしながら、裁判所法82条は、「裁判所の事務の取扱方法に対して申し立てられた不服は、第八十条の監督権によりこれを処分する。」と規定しているところ、その字義に照らせば、申し立てられた不服が司法行政の監督権の発動を促す趣旨であることがうかがうことができ、ほかに当該不服に関する規定が存在しないことからすれば、裁判所の事務の取扱方法に対して申し立てられた不服について、同法80条に掲げる裁判所に応答の義務を課しているものとは解されない。同法82条に係る事務が上記の解釈に基づき遂行されていることを踏まえれば、奈良地方裁判所において、同条に基づく不服の申立てに対して、当該申出につき決裁権者が口頭で意思決定を行ったとすることは不合理とはいえず、上記主張を採用することはできない。

- 3 そのほか、奈良地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。よって、奈良地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。
- 4 以上のとおり、原判断については、奈良地方裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子